

第 6440 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 19日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 新型コロナと納税猶予

Q : 新型コロナに感染したような場合、納税猶予が認められますか？

A : 一定の場合に認められます。

【解説】

新型コロナに納税者(家族を含む)が罹患した場合のほか、次のような場合において、国税を一時に納付することができない場合には、税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税猶予が認められることとなっています。

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナ感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ②本人または家族が病気にかかった場合
納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- ③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する額
- ④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】